

使徒信条

我らはかく信じ、代々の聖徒と共に、使徒信条を告白す

日本基督教団姫路あけぼの教会牧師 廣田守男

我は天地の造り主、全能の父なる神を信ず。我はその独り子、我らの主、イエス・キリストを信ず。主は聖霊によりてやどり、処女(おとめ)マリヤより生まれ、ポンテオ・ピラトのもとに苦しみを受け、十字架につけられ、死にて葬られ、陰府(よみ)にくだり、三日目に死人のうちよりよみがえり、天にのぼり、全能の父なる神の右に座したまえり、かしこより来りて生ける者と死ねる者とをさばきたまわん。我は聖霊を信ず、聖なる公同の教会、聖徒の交わり、罪の赦し、身体(からだ)のよみがえり、永遠(とこしえ)の生命(いのち)を信ず。 アーメン

今月から月1回の伝道礼拝にて「使徒信条」の講解をします。現在、教会では主日礼拝にて使徒信条を告白しております(聖餐式の際には日本基督教団信仰告白1954年制定)。使徒信条はローマ教会が2世紀半ば頃から信徒教育や洗礼時の誓約に際して用いたローマ信条がその原型といわれ、現在の文面が固定したのは9世紀頃とされています。「使徒信条」の名は、この信条が使徒にまで遡れるという説から生まれており、この信条は異端との対決の中で生まれてきたのです。この信条の根本的特色は「三位一体の神」が告白されていることです(「我は～信ず」)。使徒信条は、全体として三位一体の順序に従って、父、子、聖霊に関する三部問の叙述から構成されていますが、重心は御子イエス・キリストに置かれているのです(宇田進)。ローマ人への手紙10章の前半に「信仰、信じる」という言葉が繰り返されております。「信じる人はみな義と認められる」(4、5「信仰による義」)、「信仰のことば」(6)、「信じるなら、あなたは救われる」(9)、「信じて義と認められ」(10)、「信頼する者は、失望させられることがない」(11)、「信仰は聞くことから始まり、聞くことはキリストについてのみことばによるのです」(17)。同じく「救い」という言葉も繰り返されます。「私が～神に願い求めているのは、彼らの救われることです」(1)。「信じるなら、救われる」(9)、「口で告白して救われる」(10)のです。「救い」とは、旧約では「律法」を守ることによって与えられる祝福でしたが、新約では、神様がお遣わしになった独り子である主イエス・キリストを信じることによって「罪を許され」、神の前に「義と認められ」、神との関係が回復されることです。「主の御名を呼び求める者は、だれでも救われる。」(13)。信仰はあくまでも神と自分との個人的な告白であるのです。